

## 第2章

# 高齢社会対策の実施の状況

### 第1節 高齢社会対策の基本的枠組み

- 我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、「高齢社会対策基本法」（平成7年法律第129号）に基づいている。
- 高齢社会対策会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員には全閣僚が任命されており、高齢社会対策の大綱の案の作成、高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整並びに高齢社会対策に関する重要事項の審議及び対策の実施の推進が行われている。
- 高齢社会対策大綱は、高齢社会対策基本法によって政府に作成が義務付けられているものであり、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針となるものである。
- 平成8年7月に最初の高齢社会対策大綱が策定されてから5年が経過した平成13年12月28日、2度目となる高齢社会対策大綱が閣議決定された。それから10年が経過したことから、24年9月7日、高齢社会対策会議における案の作成を経て、3度目となる高齢社会対策大綱が閣議決定された。
- 高齢社会対策基本法の基本理念に基づく施策の総合的推進のため、
  - ・「高齢者」の捉え方の意識改革
  - ・老後の安心を確保するための社会保障制度の確立
  - ・高齢者の意欲と能力の活用
  - ・地域力の強化と安定的な地域社会の実現
  - ・安全・安心な生活環境の実現
  - ・若年期からの「人生90年時代」への備え
- と世代循環の実現
- の6つの基本的考え方に則り、高齢社会対策を推進することとしている。
- 社会保障制度改革国民会議（会長：清家篤慶 應義塾長。以下「国民会議」という。）は、社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号。）に規定された社会保障制度改革の基本的な考え方や基本方針に基づき、平成24年11月から25年8月まで20回にわたり議論が行われ、同年8月6日に報告書がとりまとめられた。
- 国民会議の報告書等を踏まえ、社会保障制度改革の全体像や進め方を明示した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号。以下「社会保障制度改革プログラム法」という。）が平成25年12月5日に成立した。
- マイナンバー制度については、平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）が成立し、今後、平成27年10月から住民票を有するすべての住民に対して個人番号（マイナンバー）が付番・通知され、平成28年1月から社会保障、税、災害対策の分野の行政手続におけるマイナンバーの利用及び住民に対する個人番号カードの交付が開始される。

## 第2節 分野別の施策の実施の状況

### 主な取組

#### 1 就業・年金

##### ○年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた取組

「労働契約法」(平成19年法律第128号)第18条に基づき、同一の使用者との間で5年を超えて有期労働契約を反復更新した場合に、労働者の申込みにより無期労働契約に転換できるルールが導入されている。このルールに関し、定年後引き続き雇用される高齢者について、高齢者の特性に応じた雇用管理が図られる場合に、その引き続き雇用される期間は、無期転換申込権が発生しないこととする特例を設けること等を規定した「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が、第187回国会にて成立した。

##### ○持続可能で安定的な公的年金制度の確立

平成24年に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成24年法律第99号)や「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第62号)に基づき、消費税率8%への引き上げによって確保した安定財源をもとに、基礎年金国庫負担割合2分の1を恒久化した。

##### ○働き方やライフコースの選択に中立的な年金制度の構築

国民会議の報告書や社会保障制度改革プログラム法において短時間労働者への被用保険の適用拡大が検討課題として挙げられ、平成26年6

月24日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」では、働き方に中立的な社会保障制度としていく方策として、被用者保険の適用拡大の検討を進めることとされた。これを踏まえ、この問題をさらに一步前に進めるための方策について、社会保障審議会年金部会等で議論を行った。

#### 2 健康・介護・医療

##### ○認知症高齢者支援施策の推進

平成27(2015)年1月に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～(新オレンジプラン)」を関係省庁と共同して策定した。

総合戦略は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目指し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向けて、7つの柱に沿って、認知症施策を総合的に推進していくもので、平成29年度末等を当面の目標年度として、施策ごとの具体的な数値目標などを定めている。

##### ○高齢者医療制度の推進

社会保障制度改革プログラム法に基づき、低所得者に対する後期高齢者医療の保険料の軽減措置について、平成26年4月から、軽減の対象世帯に係る所得基準額を引き上げることにより、2割軽減、5割軽減の対象世帯を拡大し、低所得者の負担軽減の拡大を行った。

また、世代間の公平を図る観点から、予算措置により1割負担に凍結されてきた70歳から74歳までの患者負担を、平成26年4月以降に

新たに70歳になる者（69歳までは3割であった者）から法律上の負担割合である2割とした。

### ○地域における包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供

平成26年6月に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）により、各都道府県に地域医療介護総合確保基金を創設し、在宅医療の充実等の事業に対して支援を行った。

## 3 社会参加・学習

### ○高齢者の社会参加と生きがいづくり

高齢者の生きがいと健康づくり推進のため、地域を基盤とする高齢者の自主的な活動組織である老人クラブ等や都道府県及び市町村が行う地域の高齢者の社会参加活動を支援した。特に、平成26年度においては、子供たちの土曜日の教育活動を充実させるため、多様な経験や技能を持つ高齢者を含む地域住民や企業等の協力を得て、体系的・継続的な教育プログラムを実施する「土曜日の教育活動」を推進した。

### ○高齢者の社会参加活動に資するICT利活用の推進

超高齢社会がもたらす政策課題を解決し、新たな社会モデルの確立に向けた情報通信技術（ICT）利活用の推進方針を検討するため、平成26年7月に「スマートプラチナ社会推進会議報告書」を取りまとめ、当該報告書に基づき、医療・介護分野のデータを共有・活用するための医療・介護情報連携基盤の全国展開や健康寿命の延伸を実現するICT健康モデル（予防）の確立に向けた取組等を実施した。

### ○市民やNPO等の担い手の活動環境の整備

市民の自由な社会貢献活動を促進するため、拡充された寄附税制の活用促進や改正特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知に向けて取り組んだ。また、内閣府NPOホームページなどで、市民活動に関する情報の提供を行うとともに、NPO等による地域の絆を生かした共助の活動を推進するため、「共助社会づくり懇談会」を開催した。

### ○生涯学習の基盤の整備

「全国生涯学習ネットワークフォーラム（メインフォーラム）」を平成26年11月に開催し、行政、大学等の教育機関、生涯学習に関するNPOなどの民間の団体、企業等の関係者が一堂に会し、多様な主体が協働した地域づくり・社会づくりについての研究協議等を行い、その成果を発信するとともに、継続的な取組が推進されるよう、様々な分野にまたがる関係者等のネットワーク化を図った。

## 4 生活環境

### ○バリアフリーのためのソフト面の取組の推進

高齢者や障害者、外国人旅行者等も含め、誰もが必要に応じて移動に関する情報を入手し、積極的に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、平成26年6月より「ICT（情報通信技術）を活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」において、普及促進に必要な事項を検討した。

### ○悪質商法からの保護

高齢者団体のほか障害者団体、行政機関等を構成員とする「高齢消費者、障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」を平成26年6月に開



催し、「高齢者、障害消費者トラブル防止のため積極的な情報発信を行う」等を申し合わせた。

### ○防災施策の推進

平成26年8月の豪雨による広島市での土砂災害等において、土砂災害に関する避難体制の課題が明らかとなったことから、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第109号）が平成27年1月に施行された。この改正によって、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地を定めることとなった。

## 5 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進

### ○不安の解消、生涯を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化

医療・介護従事者不足や医師の診療科偏在・地域偏在の課題等の解決のための取組として、地域医療支援センターの拡充（平成26年度までに43都道府県に設置）、チーム医療の推進等を行った。医学部入学定員については、26年度の医学部の入学定員を前年より28名増員し、20年度からの定員増は累積1,444名となった。

### ○健康・医療関連分野におけるイノベーションの推進

健康・医療戦略推進本部の設置等や、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施・助成等の業務を行うことを目的とする、日本医療研究開発機構を設置するため、「健康・医療戦略推進法」（平成26年法律第48号）及び「独立行政法人日本医療研究開発機構法」（平成26年法

律第49号）が平成26年5月23日に成立し、同年5月30日に公布された。

さらに、同年6月10日に安倍総理を本部長とし、全閣僚から成る、「健康・医療戦略推進本部（以下「推進本部」という。）」を設置した。同年7月22日には、政府が総合的かつ長期的に講ずべき健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策等を定めた「健康・医療戦略」が閣議決定された。同日、政府が講ずべき医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及に関する施策の集中的かつ計画的な推進を図るため、健康・医療戦略に即して作成した「医療分野研究開発推進計画」が推進本部において決定された。

### ○高齢者講習の在り方に関する調査研究

高齢者講習の在り方（高齢者講習の合理化及び講習内容の更なる充実（高度化））に関する調査研究を、平成25年度及び26年度の2か年で実施することとしており、26年度は、25年度の調査結果を踏まえ、高齢者講習のカリキュラム案の策定及び同カリキュラム案に基づいた実験講習を実施するとともに、高齢者講習に係る具体的な制度案について有識者による検討を行った。

## 6 全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築

### ○雇用・就業における女性の能力発揮

労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）

に沿った男女均等取扱いが徹底されるよう周知啓発、指導を行うとともに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行った。平成25年12月に、間接差別となり得る措置の範囲の見直し等を内容とする、改正男女雇用機会均等法施行規則等を公布し、26年7月から施行するとともに、改正内容について周知徹底を図った。

#### ○子育て支援施策の総合的推進

子供と子育てを応援する社会の実現に向けて、平成22年度から26年度までの5年間で目指すべき施策内容と数値目標を盛り込んだ、「少子化社会対策基本法」（平成15年法律第133号）第7条に基づく大綱に基づいて、総合的な子育て支援を推進するとともに、平成27年3月20日に新たな少子化社会対策大綱を閣議決定した。